

(第26号議案)

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する
条例について

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (定義)	第1条 (略) (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(5) (略) (6) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車、同項第10号に規定する原動機付自転車、 <u>同項第11号の3に規定する移動用小型車及び同項第11号の4に規定する身体障害者用の車をいう。</u>	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(5) (略) (6) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車をいう。
(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)
第3条~第10条 (略)	第3条~第10条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>	